

甲生環第 730号
令和7年(2025年)11月7日

滋賀県知事 三日月 大造 様

甲賀市長 岩永 裕貴

近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見について(回答)

令和7年8月6日付け滋環政第698号により依頼のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

今般、近江バラス株式会社が計画されている事業計画地の排水は、次郎九郎川に放流され、田村川を経て野洲川に合流して琵琶湖に流入している。事業計画地の下流には、野洲川伏流水を水源とする浅井戸の甲賀岩室水源があり、さらに下流では、本市の上水道供給のため、滋賀県企業庁水口浄水場が湖南市三雲地先において野洲川の水を原水として取水しています。取水した原水の浄水処理工程においては、除去できない、あるいは除去困難な有害物質が存在します。従って、水道原水や市民の大切な地下水(井戸)への有害物質の混入は、完全に防止される必要があります。市民生活の大切な生命線である飲用水を守るために、万が一は許されるものではありません。

計画されている安定型最終処分場は、浸透水集排水管が設置されるものの、管理型最終処分場のような、廃棄物と接触した雨水浸透水を集水させるための遮水シートは敷設されず、排水処理施設も設置されない処分場であることから、万が一、廃棄物に有害物質が混入していた場合、有害物質の混入した汚水が次郎九郎川を経て野洲川に流れ込み、長期に亘って水道水源を汚染することになります。計画では、調整池が設置されることとなっていますが、浸透水集排水管で集水されない浸透水は調整池には流れ込みず、地下にさらに浸透して地下水汚染を引き起こし、伏流水となって次郎九郎川に流れ込みます。また、調整池に流れ込む汚染水についても、数年単位の年月の間、調整池で貯水することは不可能ですし、仮に、汚染が発覚してから有害物質の処理施設を設置するにしても検出された有害物質を除去するための処理方法の検討、除去試験、設計、工事など、設置するまでの期間、汚染水の処理はできないまま放流され続けることになります。

既に次郎九郎川の上流には、公益財団法人滋賀県環境事業公社が平成20年に設置し令和5年10月をもって廃棄物の受け入れを終了した管理型最終処分場であるクリーンセンター滋賀があります。この施設は管理型最終処分場ではありますが、計画されている安定型最終処分場と同様、有害物質は一切受け入れないとされていました。しかし、万が一に備え、①処分場前面に遮水シートを二重に敷設し浸透水を完全に浸

透水貯留槽に集水する施設、②遮水シートに亀裂などの損傷が生じた場合に異常箇所の検知ができるシステム、③有害物質の処理にも対応した排水処理施設、④一切の有害物質を河川に排出しないために処理水を琵琶湖流域下水道に放流、⑤処分場の環境への影響を的確にとらえ、対策を講じるための学識者、県、市、住民等からなる環境監視委員会の設置、⑦定期的な河川水等の水質モニタリングを実施と結果の市等関係機関への報告、これらの対策を環境事業公社は実施され、次郎九郎川、田村川、野洲川の水質を清浄に保つ努力をしていただいてきた経緯があります。このクリーンセンター滋賀でさえ、環境監視委員会において、汚水原水や処理水で有害物質（環境基準では人の健康の保護に関する環境基準に設定）であるホウ素の濃度が排水基準以下ではあるものの、上昇していること及びホウ素の混入原因の特定には至っていないこと等が報告されています。しかしながらクリーンセンター滋賀では、有害物質対応の処理施設を持ち、下水道に接続していたために下流河川、水源地への汚染を生じさせることなく、埋立事業を終了することができました。

本計画では、安定型であり廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、がれき類のみを受け入れるとされていますが、万が一有害物質が混入した場合、展開検査などでは有害物質は見分けられず、混入したまま埋め立てられる可能性が高くなります。このため、安定型廃棄物に混入する有害物質を完全に除去することはできず、当処分場には有害物質が混入される可能性があるという前提に立ち、前述のクリーンセンター滋賀と同程度のリスク対策を講じた施設を建設する必要があると判断します。

今回の環境影響評価方法書に対する住民等の意見においても、浸透水が放流される次郎九郎川や田村川、下流の野洲川や琵琶湖の水質への影響を非常に懸念する意見、下流域を含めた影響範囲のわりに説明会等の住民の理解を得ようとする努力の欠如を指摘する意見、埋め立てされる廃棄物の排出元の9割が滋賀県外のものであることへの疑問をはじめとして、建設自体に反対する意見も多く見受けられる状況となっています。

こうした状況を踏まえ、環境保全の見地から、次のとおり本事業における環境影響評価方法書に対する意見を述べることとします。

1. 全般的な事項

- ・ 前文で述べた有害物質の河川等への万が一の流出を防止し、住民の水質への影響に対する懸念を払しょくするためにも、クリーンセンター滋賀と同程度のリスク対策を講じた施設の整備を求める。具体的には以下の7点です。①埋立予定地全面への二重の遮水シート敷設、②漏洩検知システムの設置、③汚水処理施設の設置、④処理後の排水の琵琶湖流域下水道への接続、⑤環境監視のための委員会等の設置、⑥地元住民等希望者による定期的な処分場の状況視察・確認の実施、⑦定期的な河川水や地下水等の水質モニタリングの実施及び県・市等関係機関への結果報告
- ・ 地域、市、県、事業者による、事業運営や環境監視に係る協定を締結し、また、学識者、県、市、住民等から構成される環境監視委員会等を設置して、事業者外

部の者による環境影響の把握、対策への関与が可能な体制を構築してください。

- ・配慮書に対する市長意見への事業者見解として、埋め立てする廃プラスチック類を原因とするマイクロプラスチックの発生量は多くないと考えているとされていますが、その根拠を客観的データに基づいて具体的に示してください。
- ・流出するとマイクロプラスチックとなる廃プラスチック類及びアスベスト含有物は受け入れる廃棄物から除外するよう再考してください。
- ・環境影響評価方法書の作成において、環境影響評価条例第6条（5）では、対象事業に係る「環境影響評価を実施しようとする地域」を記載することになっており、この地域は、滋賀県環境影響評価技術指針第7条（3）「対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域または土地の形状が変更される区域およびその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域」とされていることから、岩室水源および湖南市朝国水源も含む範囲を「環境影響評価を実施しようとする地域」に選定してください。
- ・本計画においては、搬入される廃棄物の約9割が県外から発生するものとされており、県外からの搬入割合が極めて高い状況にあります。産業廃棄物の最終処分については、循環型社会形成推進基本法の理念に基づき、原則として地域内で発生した廃棄物は地域内で適正に処理する「地域内処理」の考え方を基本とすべきものと考えます。

県外から多量に廃棄物が搬入されることにより、長距離輸送に伴う二酸化炭素排出量の増加や、交通量の増加に伴う生活環境の悪化など、本市域における環境負荷が過大となるおそれがあります。また、県内における産業廃棄物の最終処分能力の確保や、将来的な県内の廃棄物処理の安定性確保の観点からも、県外搬入に大きく依存する計画は望ましいものとは言えません。

したがって、搬入対象地域については、少なくとも県内発生廃棄物に限定する方向で再検討を行い、県外搬入を抑制する方針としてください。あわせて、搬入地域の設定に当たっては、廃棄物の種類ごとの発生量及び県内処理能力の状況を踏まえ、合理的根拠に基づく検討結果を示してください。

2. 個別事項

（水質）

- ・本件事業で設置を予定されている廃棄物処理施設の下流域にあたる田村川では、20年以上、甲賀市立土山小学校において、地域の自然とふれあう経験を通して自然の持つ強さや豊かさを知り地域の自然に关心を持つとともに、川での色々な活動を通して豊かな体験をする総合的な学習として田村川学習が実施されています。

併せて、甲賀市では、平成20年3月に「甲賀市青少年活動安全誓いの日条例」を制定し、次代を担う青少年の安全な野外活動を実施することとしています。こ

これらの学習や活動を安全に安心して持続的に実施するために、環境影響評価方法書の「6.6 現況調査の実施計画、予測および評価の手法 6.6.4 水質 (2) 水の汚れ（施設の供用）」に対しては、以下のとおりとします。

- ① 「調査の基本的な手法」の水質調査については、BODだけでなく、環境省の「人の健康の保護に関する環境基準」および「生活環境の保全に関する環境基準」で規定される全ての項目を測定すること。
- ② 「調査期間等」の調査時期については、調査結果に基づき安心して河川での野外活動が実施される時期とすること。
- ・ 繼続的な監視として、事業実施前はもちろん、実施中及び実施後においても定期的な水質検査を実施してください。
- ・ 市民の不安解消のためにも、水質検査の結果は誰もが容易に確認できるよう、経過も含めてすべての結果を常に公開してください。

(展開検査)

- ・ 展開検査に従事する検査員がどのような資格を有し、その能力をどのように維持していくのか、また、そのための教育制度をどのように考えているのかを具体的に示してください。
- ・ 展開検査記録は、項目も含めてどのような内容となっていますか。検査体制、検査の具体的な手順を示してください。
- ・ 展開検査で不合格となった廃棄物の持ち帰り方法（積み戻しの手順・体制）について示してください。
- ・ 展開検査は目視で行うとありますが、廃棄物に付着して有害物質が混入されないと100%言い切れるのかは甚だ疑問です。目視では有害物質の有無を判別することは不可能であると考えますが、中間処理において取り除くことができるのであれば、その根拠を客観的データをもって示してください。それができない場合には、有害物質を検出可能な検査方法と体制を確立してください。
- ・ 石綿含有廃棄物の展開検査方法は、もはや展開検査と呼べるものではありません。文字どおり、必ず「展開」のうえ受け入れに適切な廃棄物であることを「検査」してください。なお、別に述べるとおり、石綿含有廃棄物は廃プラスチック類と共に、受け入れる廃棄物から除外するよう改めて求めるとともに、本意見は石綿含有廃棄物の受け入れを前提としたものではないことを申し添えます。

(交通安全対策)

- ・ 車両の通行ルートについては、通行区間の地域、学校等関係機関と十分協議のうえ決定してください。また、工事車両及び搬入車両の通行ルート上で、歩道が未整備となっている区間については、児童をはじめとする歩行者の安全確保のため歩道を設置してください。
- ・ 工事車両及び搬入車両について、周辺の交通安全確保に努めるとともに計画どおりのルートを通行するよう必要な措置を講じてください。

(情報公開・周知)

- ・ 本事業に関する意見、問い合わせに対応するための専用窓口を事業所内に設置

して担当者を明確にし、問い合わせ等に対しては、期日を定めるなど迅速かつ誠実な対応が可能となる体制を構築してください。

- ・隣接する甲賀地域においても説明会を開催してください。併せて、市内外を問わず、下流地域においてもきめ細かく複数回の説明会を開催し、市民を含め関係者の理解を得るよう最大限の努力をしてください。

(その他)

- ・処分場建設による農業者の心理的・経済的影響(風評被害や耕作放棄地の増加)に対する配慮が足りない印象を受けます。地域農業の持続可能性を損なう恐れがあるため、影響緩和策の提示を求める。
- ・即日覆土等、一定の飛散防止対策はされることとなっていますが、風が強い日には即日の覆土を待たず飛散する恐れがあるため、基準を決めて風が強い日には受け入れを中止するなど更なる飛散防止策を検討してください。

以上その他、詳細な意見は別添のとおりとします

甲賀市市民環境部生活環境課

担当：廣野、山元

電話：0748-69-2145

FAX：0748-63-4582

メール koka10204000@city.koka.lg.jp

環境影響評価方法書に対する意見（別紙）

NO.	該当する頁・行	意見箇所	意見・修正点・理由など
O. 全般的事項			
①	【再掲】		<p>有害物質の河川等への万が一の流出を防止し、住民の水質への影響に対する懸念を払しょくするため、クリーンセンター滋賀と同程度のリスク対策(具体的には以下の7点)を講じた施設の整備を求めます。</p> <p>①埋立予定地全面への二重の遮水シート敷設 ②漏洩検知システムの設置 ③汚水処理施設の設置 ④処理後の排水の琵琶湖流域下水道への接続 ⑤環境監視のための委員会等の設置 ⑥地元住民等希望者による定期的な処分場の状況観察・確認の実施 ⑦定期的な河川水や地下水等の水質モニタリングの実施及び県・市等関係機関への結果報告</p>
②	【再掲】		地域、市、県、事業者による、事業運営や環境監視に係る協定を締結し、また、学識者、県、市、住民等から構成される環境監視委員会等を設置して、事業者外部の者による環境影響の把握、対策への関与が可能な体制を構築してください。
③	【再掲】		配慮書に対する市長意見への事業者見解として、埋め立てする廃プラスチック類を原因とするマイクロプラスチックの発生量は多くないと考えているとされていますが、その根拠を客観的データに基づいて具体的に示してください。
④	【再掲】		流出するとマイクロプラスチックとなる廃プラスチック類及びアスベスト含有物は受け入れる廃棄物から除外するよう再考してください。
⑤	【再掲】		方法書において、地域特性を把握する範囲について「対象事業実施区域境界線から半径2km」、環境影響評価を実施しようとする地域について「対象事業実施区域の周辺1kmの範囲」とされているが、特に本市上水道の原水を取水している施設は対象事業実施区域下流に位置するため、それぞれの範囲は、取水する施設が位置する湖南省朝国を含める設定してください。
⑥	【再掲】		産業廃棄物の最終処分について、循環型社会形成推進基本法の理念に基づき、原則として地域内で発生した廃棄物は地域内で適正に処理する「地域内処理」の考え方を基本とし、長距離輸送に伴う二酸化炭素排出量の増加や、交通量の増加に伴う生活環境の悪化など、本市域における環境負荷が過大とならないよう搬入対象地域を県内発生廃棄物に限定する方向で再検討を行い、県外搬入を抑制する方針としてください。あわせて、搬入地域の設定に当たっては、廃棄物の種類ごとの発生量及び県内処理能力の状況を踏まえ、合理的根拠に基づく検討結果を示してください。
1. 調査全般			
①	2-2	事業位置	事業計画の位置と土山小学校、土山中学校との距離が近いため、大気や水質への影響、工事や稼働に伴う騒音・振動、臭気の発生については、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう十分な調査と配慮をするよう求める。
②	2-2	事業位置	事業計画の位置と土山運動場、土山テニスコート等との距離が近いため、大気への影響、工事や稼働に伴う騒音・振動、臭気の発生については、市民が安心してスポーツ活動を行えるよう十分な調査と配慮をするよう求める。
③	2-2	事業位置	事業計画の位置と土山こども園との距離が近いため、大気や水質への影響、工事や稼働に伴う騒音・振動、臭気の発生については、園児が安心して生活できるよう十分な調査と配慮をするよう求める。
④	2-2	事業位置	事業計画の位置が甲賀町地域に隣接していることから、風向きによる大気への影響、工事や稼働に伴う騒音・振動、臭気の発生については、住民が安心して生活できるよう十分な調査と配慮をするよう求める。
⑤	2-2	事業位置	事業計画の位置が認可地縁団体大沢区と距離が近いため、大気や水質への影響、工事や稼働に伴う騒音・振動、臭気の発生については、住民が安心して生活できるよう十分な調査と配慮をするよう求める。
⑥	2-2	事業位置	事業計画位置の下流には農地が近く搬入ルートにおいても農地があるため、大気や水質への影響や運搬時に発生する粉塵の影響については、農業者が心配し懸念するところ。作物を安全に生産できるよう十分な調査と配慮、説明をしておくこと。
⑦	6-6 6-9	環境影響評価の対象としなかった環境要素 現況調査の実施計画、予測および評価の手法	甲賀市では、「甲賀市青少年活動安全誓いの日条例」を制定し、次代を担う青少年の安全な野外活動を実施することとしている。 これに基づき、自然体験活動や野外体験学習等を安全・安心に実施する機会や場所が今後失われる事が無いよう、環境影響評価をしなかった環境要素についてもしっかりと確認、再検討すること。

NO.	該当する頁・行	意見箇所	意見・修正点・理由など
⑧	6-6～6-40	環境影響評価の対象としなかった環境要素 現況調査の実施計画、予測および評価の手法	定期的な土壤・地下水・作物の検査を実施し、結果を住民に公開するとともに、異常時の迅速な補償・代替措置を契約するなどして明確にしておくこと。

2. 水質

①	【再掲】		下流域にあたる田村川では、20年以上、地元小学校において、地域の自然とふれあう経験を通して自然の持つ強さや豊かさを知り地域の自然に関心を持つとともに、川での色々な活動を通して豊かな体験をする総合的な学習が実施されています。これらの学習や活動を安全に安心して持続的に実施するために、環境影響評価方法書の「6.6 現況調査の実施計画、予測および評価の手法 6.6.4 水質 (2) 水の汚れ (施設の供用)」に対しては、以下のとおりとします。 ① 「調査の基本的な手法」の水質調査については、BODだけでなく、環境省の「人の健康の保護に関する環境基準」および「生活環境の保全に関する環境基準」で規定される全ての項目を測定すること。 ② 「調査期間等」の調査時期については、調査結果に基づき安心して河川での野外活動が実施される時期とすること。
②	【再掲】		継続的な監視として、事業実施前はもちろん、実施中及び実施後においても定期的な水質検査を実施してください。
③	【再掲】		市民の不安解消のためにも、水質検査の結果は誰もが容易に確認できるよう、経過も含めてすべての結果を常に公開してください。
④	2-2	事業位置	計画地近くの田村川では、児童が毎年体験学習を行っているため、処理される廃棄物のかけらや水質汚染などによる健康被害等がないよう安全対策を徹底すること。
⑤	2-22 表2.9	雨水の検査方法	「以下の水質検査を行う」の「以下」とは何を示しているのか。また、浮遊物質量しか測定を行わないのか。それぞれに対する見解を示すこと。
⑥	3-77	水面利用、水利状況	農業用水、また、漁業への影響を懸念する。それらへの影響についても検証すること。
⑦	3-17, 18	水質測定結果	当該事業予定箇所は、甲賀市の大部分に供給する上水道施設の取水施設上流となることから、現時点におけるPFAS、PFOSを環境省が定める水道法上の水質検査に準じ、着工前状況として実施すること。
⑧	3-37	魚類	野洲川および田村川は県内でも有数の多様な魚種の生息地である。なかでも本項記載種のズナガニゴイ、アジメドジョウ、イトモロコについては、県内でも限られた場所にしか生息せず、野洲川水系はその中の重要な生息地に含まれ、建設予定地付近は多数確認される重要な生息地である。特に野洲川上流（田村川）のアジメドジョウは、県内及び関西圏でも希少な一大生息地で、伏流水（湧水・地下水が湧く場所）で越冬及び繁殖をすると考えられており、産業廃棄物場にて地下水汚染が発生した場合に、建設予定地は生息地の上部に位置することから、下部の生息域に多大なる影響を及ぼす可能性（生息地の喪失及び個体数の激減または絶滅）が考えられる。万が一地下水汚染が発生し、魚種の激減または絶滅した後の対応では手遅れとなるが、この点についての具体的な方策を示すこと。
⑨	5-4	甲賀市長意見	河川、ため池、地下水等の農業用水に影響がないよう計画にどのように反映されたのか。事業者の見解では、基準を超えるような有害物質は発生しないことを前提に記述されているが、この見解は、市長意見に対する事業者の見解とは相違がある。
⑩	5-6	事業者の見解	配慮書に対する甲賀市長意見としてPFAS検査の実施検討を促しているにもかかわらず、下流河川でPFASが高濃度検出された場合のみ実施予定とされている。事業活動における安全性が確保できないことから、水道法に準じたPFAS検査を実施すると明言されたい。
⑪	6-37～41 水質 資料-1～2 水質 7-5 水質	水の汚れ 水質-水の汚れ-【供用後】浸透水の放流	表6.6-28地域特性に、水質調査の測定結果として指針値および環境基準を満足している旨の記載があるが、当該事業によりその数値に変化が生じ、水環境に影響を及ぼす可能性を否定できない。 その一方で、表6.6-29(1)において、水質の通常調査がBODのみとなっている。周辺水域への影響を及ぼす可能性が全くないとは言い難いことから、生活環境項目・健康項目・有機フッ素化合物について、事業実施前の現状把握だけでなく、事業開始後に定期的なモニタリングを実施すること。
⑫	資料-1	表1 注1、注2	甲賀市公共水域水質等調査における調査項目と比較し、全亜鉛、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐が調査項目として不足しているため、これらも調査対象とすること。

NO.	該当する頁・行	意見箇所	意見・修正点・理由など
⑬	7-5 表7.3(1) 水質-水の汚れ-【供 用後】浸透水の放流	計画段階配慮事項として選定した 理由 または 選定しなかった理 由 5~6行目	「国の基準を遵守する」は最低限・当然のことである。「下流河川の水底の汚 れに係る重大な影響は生じないと考えられ」とあるが、周辺に野洲川上流の豊 水環境があること、下流に上水道の取水地があること等から、重大な影響だ けでなく多少の影響を及ぼすことに市民は大きな不安を感じている。そのため、事業実施前および事業実施後も定期的に水質モニタリングを実施すること。
⑭	7-5 表7.3(1) 水質-水の汚れ-【供 用後】浸透水の放流	計画段階配慮事項として選定した 理由 または 選定しなかった理 由 最終行	「方法書以降の手続きにおいて、調査、予測および評価を行う方針」とある が、事業実施前の調査のみで評価できるものではないため、事業実施後における周辺河川の定期的な水質モニタリングの実施により、貴社の汚染物質の流出 防止対策について評価すること。
⑮	全般	農業用ため池への影響	下流域には事業実施区域に近接する農業用ため池が複数あることから、根拠を示してため池に影響が出ない計画とすること。
⑯	全般	地域住民・農業者への影響	地下水およびため池への影響を早期に検知するため、観測井戸の新設と四半期 ごとの地下水分析を恒常化すること。
3. 展開検査			
①	【再掲】		展開検査に従事する検査員がどのような資格を有し、その能力をどのように維 持していくのか、また、そのための教育制度をどのように考えているのかを具 体的に示してください。
②	【再掲】		展開検査記録は、項目も含めてどのような内容であるのか、検査の体制および 検査の具体的な手順を示してください。
③	【再掲】		展開検査で不合格となった廃棄物の持ち帰り方法（積み戻しの手順・体制）に について示してください。
④	【再掲】		展開検査は目視で行うとありますが、廃棄物に付着して有害物質が混入されないと100%言い切れるのかはまだ疑問です。目視では有害物質の有無を判別することは不可能であると考えますが、中間処理において取り除くことができるのであれば、その根拠を客観的データをもって示してください。それができない場合には、有害物質を検出可能な検査方法と体制を確立してください。
⑤	【再掲】		石綿含有廃棄物の展開検査方法は、もはや展開検査と呼べるものではありません。文字どおり、必ず「展開」のうえ受け入れに適切な廃棄物であることを「検査」してください。なお、別に述べるとおり、石綿含有廃棄物は廃プラスチック類と共に、受け入れる廃棄物から除外するよう改めて求めるとともに、本意見は石綿含有廃棄物の受け入れを前提としたものではないことを申し添えます。
⑥	7-5 表7.3(1) 水質-水の汚れ-【供 用後】浸透水の放流	計画段階配慮事項として選定した 理由 または 選定しなかった理 由 4行目	受入時の展開検査とあるが、目視検査では見落とされ、搬入された廃棄物に混 入した汚染物質が流出する可能性がある。展開検査の実施と安定型ということをもって、水質への重大な影響が生じないと言い切れるものではない。 混入および流出対策を講じることはもちろんあるが、周辺河川の水質への影響について定期的な調査を実施すべきである。 なお、貴社の説明会の回答では、大部分の廃棄物は特殊な有毒性を持たないこ と、多くは中間処理施設で選別・破碎されたものと想定とされているが、混入の可能性を否定できるものではない。
⑦	全般	目視等の展開検査	目視等の展開検査では完全に分別することは不可能であり、浸透水に悪影響を及ぼすことも想定されることから、有害物質の検出が可能な検査方法と体制を具 体的に示すこと。
4. 生態系			
①	3 - 173	環境保全に関する計画等	この地に生息する特有の生き物について、文献調査だけでなく、現時点の丁寧 で正確な現地調査を実施すること。 さらに、現地調査実施後には必要に応じて、市が選任する有識者に意見を聞く などして、具体的な計画変更を検討すること。
②	5-21	(11) その他	施設整備による生息域の分断を回避するための代替案を提示し、影響が避けられ ない場合は事業者において防除対策と補償を全面負担すること。 事業計画に先立ち、サル・シカ等の生息調査および移動経路の詳細な調査を第 三者機関に委託実施し、結果を公開すること。
5. 車両の通行、安全対策			
①	【再掲】		車両の通行ルートについては、通行区間の地域、学校等関係機関と十分協議の うえ決定してください。また、工事車両及び搬入車両の通行ルート上で、歩道 が未整備となっている区間については、児童をはじめとする歩行者の安全確保 のため歩道を設置してください。

NO.	該当する頁・行	意見箇所	意見・修正点・理由など
②	【再掲】		工事車両及び搬入車両について、周辺の交通安全確保に努めるとともに計画どおりのルートを通行するよう必要な措置を講じてください。
③	2-4	搬入経路	農業の多くは早朝や夜間に行われる作業があるため、照明や騒音対策、車両の速度制限や誘導員の配置など、時間帯に応じた安全対策を講じること
④	5-5 表5.2	甲賀市長の意見およびそれに対する事業者の見解	当該事業に起因して市道を損傷した場合は、事業者において修繕すること。

6. 事故・災害

①	2-19	(4) 防災対策	万が一の火災発生時の対応、拡大の防止について、甲賀広域行政組合消防本部にて確認し、推奨される対策措置を講じること。また、あわせて消防車両の侵入路についても適切に確保すること。
②	5-4	「農作物に被害が発生し、本処分場との因果関係が明らかとなった場合には、環境法令の基本となる考え方である原因者負担により弊社が補償をすることとなる」	農作物に被害が発生し、因果関係が明らかとなった場合は補償するとあるが、誰がどのように因果関係を証明するのかを具体的に示すこと。
③	全般	地域住民・農業者への影響	施設からの排水や漏出がため池に流入した場合、農業用水や生態系に重大な影響が出ることから、緊急遮断設備と排水経路を事前に公表すること。被害が拡大した際の補償や防護措置は事業者負担で実施することとし、その責任範囲を明文化しておくこと。

7. 情報公開・周知

①	【再掲】		本事業に関する意見、問い合わせに対応するための専用窓口を事業所内に設置して担当者を明確にし、問い合わせ等に対しては、期日を定めるなど迅速かつ誠実な対応が可能となる体制を構築してください。
②	【再掲】		隣接する甲賀地域においても説明会を開催してください。併せて、市内外を問わず、下流地域においてもきめ細かく複数回の説明会を開催し、市民を含め関係者の理解を得るよう最大限の努力をしてください。
③	第5章 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解 5-15② 事業者の見解 4~5行目	法令に則った公表を行うほか、県・市・自治振興会への報告（情報公開）についても、協議いたします。	情報公開について協議するとあるが、情報公開が適正に行われていると理解することで、住民の安心につながるため、早急に協議を行い結果を示すこと。
④	全般	地域住民・農業者への影響	事業者は、稼働前に土壤・地下水・作物のベースライン調査を実施し、稼働後には下記の頻度と項目で検査を継続的に実施するとともに、データをオンラインで公開し、住民参加の監視委員会による年次レビューを実施すること。

8. その他

①	【再掲】		処分場建設による農業者の心理的・経済的影響（風評被害や耕作放棄地の増加）に対する配慮が足りない印象を受けます。地域農業の持続可能性を損なう恐れがあるため、影響緩和策の提示を求めます。
②	【再掲】		即日覆土等、一定の飛散防止対策はされることとなっていますが、風が強い日には即日の覆土を待たず飛散する恐れがあるため、基準を決めて風が強い日には受け入れを中止するなど更なる飛散防止策を検討してください。
③	6-58, 59	人と自然との触れ合いの活動の場	計画地の直下の田村川では、小学校や学童保育等、地域住民が自然との触れ合いを楽しむ場として利用しており、社会教育の実践地としても重要な場所となっている。本計画によって、その機会が減る、または失われる事が懸念される。特に、ふるさとの自然を誇りに思う子どもたちの気持ちが損なわれる事がないよう、影響を評価するよう求める。
④	第5章 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解 5-6 事業者の見解5~7行目	（現場から直送される石綿含有産業廃棄物や周辺地域から受入れる廃棄物など、一部例外あり）	一部例外がどの程度かの見込みは想定しているのか。（一部例外に、住民の健康被害につながる「廃石綿等」が含まれている懸念を持つため。）
⑤	-	-	当該事業は、地域森林計画対象森林における1.0haを越える開発行為であり、林地開発許可申請対象となるので、あらかじめ滋賀県に協議をしてください。

9. 修正・確認事項等

NO.	該当する頁・行	意見箇所	意見・修正点・理由など
①	3-90 表3.47	総人口の列にある普及率（%） 100%	総人口に対しての普及率はないため、100%ではなく「空白」にするなど、記載について再考されたい。
②	3-90 表3.47	枠外 注1) 令和4年3月31日現在の実績を示す。	令和4年3月31日 → 令和5年3月31日の違りではないか。 (当該の数値等は、滋賀県HPでは令和4年度末のものではないか。)
③	資料-1	表1 注1	「大腸菌群数」とあるが、「大腸菌数」ではないか。 ※これ以外の項目についても環境基準等を要確認のこと。
④	2-22 8行目及び表2.9	(予定)	この箇所のみ「予定」という文言が使用されているがなぜか。
⑤	3-88 表3.46	上水道の給水状況	上水道の普及率100%以上はありえない。確認すること。 なお、令和6年度末の普及率は99.77%となっている。
⑥	3-171 ②都市計画法（昭和34年法律第100号）に基づく開発許可 7行目	(非線引都市計画区域における3,000m ² 以上)	(非線引都市計画区域における1,000m ² 以上)
⑦	3-171 ③甲賀市みんなのまちを守り育てる条例に基づく事前協議等 7行目	面積要件（非線引都市計画区域における3,000m ² 以上）及び	削除
⑧	3-171 ③甲賀市みんなのまちを守り育てる条例に基づく事前協議等 8行目	甲賀市長の許可が必要である。	甲賀市長に提出する必要がある。